

「ヨコハマトリエンナーレ 2020 広報・プロモーション関連業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、「ヨコハマトリエンナーレ 2020 広報・プロモーション関連業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に準じるほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 委託事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制に関する評価項目
 - ア 人員体制
 - イ 専門性の担保、類似の業務実績
 - ウ ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組
- (2) 提案内容に関する評価項目
 - ア 事業主旨の理解度

- イ パブリシティ活動の実施方針・手法
- ウ プロモーション活動の実施方針・手法
- エ メディア制作の実施方針・手法

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画室長
副委員長 横浜市文化観光局文化プログラム推進課長
委員 横浜市文化観光局横浜魅力づくり室横浜プロモーション担当課長
委員 横浜市文化観光局文化プログラム推進課担当課長（横浜トリエンナーレ組織委員会事務局次長）
委員 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館国際グループ長（横浜トリエンナーレ組織委員会事務局次長）
委員 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館経営管理グループチームリーダー
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。